

**【参考資料】**  
**建築（設備）工事設計委託要領**

令和4年4月 改訂

新潟県土木部都市局営繕課

# 建築（設備）工事設計委託要領

## 1 設計図書作成基準

### (1) 共通事項

本基準に記載されていない事項は、「建築工事設計図書作成基準 建築設備工事設計図書作成基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）による。

### (2) 原図用紙

白色の紙（60g/m<sup>2</sup>以上を標準）とする。

### (3) 用紙の寸法

JIS Z 8311（製図—製図用紙のサイズ及び図面の様式）によるA3とする。

### (4) 図面枠及び標題欄

別紙1による。

### (5) CADによる作図

ア 図面データは、JWCADにより提出することとし、1図面1ファイルとする。ただし、文字情報が主の作成については、ワープロソフト、表計算ソフト等を用いてもよい。

イ 図面ファイルの名称は図面名称とし、通し番号を付ける。

### (6) 表示記号・略号

電気設備工事及び機械設備工事の標示記号・略号は「公共建築設備工事標準図 電気設備工事編」及び「同機械設備工事編」（国土交通大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）」による。

### (7) 特記仕様書

下記の最新版を使用し、作成する。

#### ア 建築工事

建築工事特記仕様書（新潟県土木部都市局営繕課）

解体工事特記仕様書（新潟県土木部都市局営繕課）

建築改修工事特記仕様書（新潟県土木部都市局営繕課）

建築改修工事構造特記仕様書（新潟県土木部都市局営繕課）

木造用追加工事特記仕様書（新潟県土木部都市局営繕課）

外構工事特記仕様書（新潟県土木部都市局営繕課）

#### イ 電気設備工事

電気設備特記仕様書（新潟県土木部都市局営繕課）

昇降機設備特記仕様書（新潟県土木部都市局営繕課）

トンネル設備特記仕様書（新潟県土木部都市局営繕課）

#### ウ 機械設備工事

機械設備工事特記仕様書（新潟県土木部都市局営繕課）

公共下水道接続工事特記仕様書（新潟県土木部都市局営繕課）

浄化槽設備工事特記仕様書（新潟県土木部都市局営繕課）

#### エ 共通

共通事項特記仕様書（新潟県土木部都市局営繕課）

(8) その他

各図面の作成にあたり、別紙2に留意する。

2 設計書の作成

営繕積算システム「RIBC2」の最新バージョンによる。旧バージョンを使用する場合は監督員と協議する。

3 計算書の作成

(1) 建築工事

「建築構造設計基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に準拠して行う。

(2) 電気設備工事、機械設備工事

「建築設備設計基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）及び「建築設備設計計算書作成の手引き」（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）に準拠し、前掲の計算書様式を用いて計算書を作成し、提出する。

4 積算要領

下記の基準による。

- ・「公共建築工事積算基準」  
（(一財)建築コスト管理システム研究所編集）
- ・「公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）」  
（(一財)建築コスト管理システム研究所編集）
- ・「公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）」  
（(一財)建築コスト管理システム研究所編集）
- ・「建築数量積算基準・同解説」  
（(一財)建築コスト管理システム研究所編集）
- ・「建築工事内訳書標準書式・同解説」  
（(一財)建築コスト管理システム研究所編集）

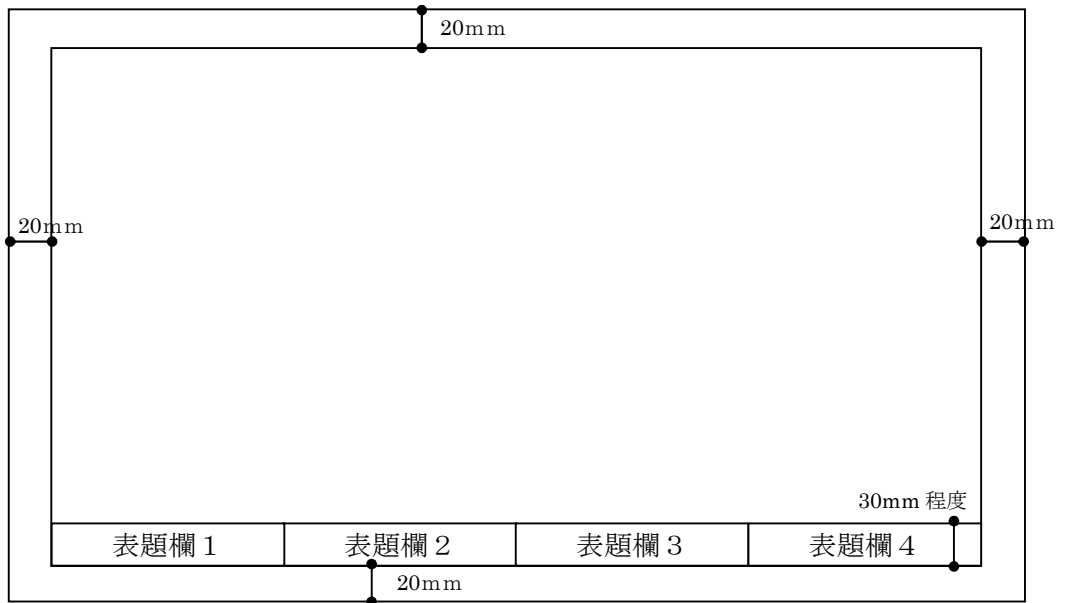
※ なお、本文に出てくる図書及びその他の準拠すべき図書の適用年版については別添「準拠図書一覧」を参照のこと。

別紙 1  
《表紙》

令和○年度  
(※工事発注年度を記入、未定の場合は空欄)  
○○○工事

新潟県土木部都市局営繕課

《設計図》




※建物の規模等により監督員の承諾を受けた場合は上記によらないことができる。

《標題》

表題欄1

備考	
----	--

表題欄2

	発注者	新潟県土木部都市局営繕課

表題欄3

XX建築設計事務所 電話000-0000-0000 新潟県知事 登録番号(イ)第000号 ※1	設計番号	年月日	
	審査	チーフ事務所	サブ事務所
		××建築設計事務所	

※1 設計者等は建築士法に基づき、建築士等がその業務に必要な表示行為を行う場合等に記名（例：一級建築士 第00000号 営繕 太郎）する。

表題欄4

工事名称	縮尺	図面番号		
○○○○○○○建築工事		10/80		
図面名称	1/100,1/50,1/30	意	電	
		構	機	
1階平面図				

## 別紙 2

### 共通

番号	図面名称等	
1	共通	各図面データ、ファイル名称及びプロパティ情報には、個人情報等を記載しないこと。 ※ 個人情報等の確認は、建築（設備）工事設計委託仕様書の「個人情報の確認票」で必ず確認すること。
2	案内図	既存の地図データを使用する場合は、利用規約を確認のうえ使用すること。

### 建築工事

番号	図面名称等	
1	仕上表等	地場産素材は下記のとおり表記する。 ・杉（県産材） ・県産焼瓦

### 電気設備工事

番号	図書名称等	
1	配置図	建築工事に倣うほか、引込み柱、第一支持点の位置及び電力会社の配電線路（高圧・低圧の別、電柱位置及び電柱番号等）を記入し、工事分界点、財産分界点を明確にする。
2	器具取付表	各室ごとに、本工事で取付ける器具全てについて、仕様、規格、数量を記入する。
3	建物断面図	立上がり、引下げ等の積算に供し得る建物断面図を書き、幹線立上がり配線及び階段回り電灯位置、立上がり、配線系統図を記入する。
4	各設備各階平面図、平面詳細図	図面が混みいるような場合のみ、平面詳細図を書く。また、建築規模が小さく、図面一枚に書き得る場合に縮尺1/50で書き、平面図と平面詳細図を共用する。
5	配線系統図	電灯設備にあつては、引込み口から各分電盤、開閉器函類までとし、その他設備にあつては引込み口から末端まで記入する。
6	配分電盤、制御盤結線図	相数、電圧、遮断器容量、負荷名称、負荷容量（小計、合計含む）等を記入する。
7	器具姿図、器具取付図	特殊な器具は姿図を書き、必要に応じて取付ボルトの位置、寸法等も含めて正面図、側面図、平面図、断面図を書く。

8	屋外配線図	建築物外に施設する屋外配線等必要なものを記載し、架空配電線路であって電柱を施設する場合は、装柱図を書く。なお、配置図が1/300より大きく記載してある場合は、共用図としてもよい。 また、埋設部は断面等を図示し、土工事に関する事項も図示すること。
9	機械室配線図	電灯、動力配線図等を記入し、必要に応じて断面等を図示する。
10	受変電設備単線結線図	電圧、周波数、相線数、各高圧機器（DS、CB、PF、Tr等）の定格を記入する。
11	受変電設備機器配置図、配線図、立面図	正面図及び側面図を書き、正面図は配電盤正面図と共用する。また、受変電室内の電灯、動力幹線を平面図及び立面図として表現する。
12	改修工事の図面	既設配線、配管、器具および関連する配線系統図等は、改修の有無を問わず省略しないで全て記載する。 取付高さや取付寸法に注意が必要な場合は、配管・ケーブルラック敷設詳細図を作成する。

#### 機械設備工事

番号	図面名称等	
1	見下げ図	衛生配管の床下配管、冷温水配管でファンコイルユニットが床置形の場合など、床下及び床上でも床に近いものを表す見下げ図とする。
2	見上げ図	ダクト周囲、冷温水配管でファンコイルユニットが天井つり形の場合など、見上げ図とする。
3	見上げ図と見下げ図が混在する図面	基本は見下げ図であるが、部分的にその階の天井部分を書きたい場合、またその逆に基本が見上げ図であるが部分的にその階の床又は床下を書きたい場合は、基本以外に描かれている機器又は配管が床上か、床下か、天井なのか明記して混乱をなくすようにする。
4	配置図	給水、排水、ガス等の分岐引込み管、放流管等が道路掘削を伴う場合は、公私道及び道路舗装等の別、本管位置、管種、管径等を記入する。また、屋外排水桝の番号、種別、管底高さを表にする。

5	配管表示	縮尺及び配管寸法による単線、複線の使い分けは、次のとおりとする。		
		縮尺	単線	複線
		1/200	全ての寸法	
		1/100	150A以下	200A以上
		1/50	50A以下	65A以上
	1/20 1/10	25A以下	32A以上	
6	ダケ外表示	単線、複線の使い分けは次のとおりとする。		
		単線	複線	
		200φ以下の丸ダケ外	200φを超える丸ダケ外及び角ダケ外	
7	改修工事の 図面	既設配線、配管、器具等は省略しないで全て記載する。		
8	機器・配管系 系統図	<p>建物全体にわたり、以下の設備単位で、機器の結びつきや処理・制御等の全体像が分かるものとし、系統名等を明記する。</p> <p>&lt;衛生設備工事&gt; 給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、給油設備</p> <p>&lt;空調設備&gt; 冷房設備、暖房設備、換気設備</p>		
9	立面図	立上がり、引下げ等の積算に供し得る建物断面図（ハッチング等で表示）を描き、機器、配管等を記入する。必要に応じ、系統名を記載する。ただし、集合住宅等で同じ布設状況が続く場合は、代表断面だけでもよい。		



一 改訂履歴一

平成15年4月	初版
平成20年3月	改訂
平成22年4月	改訂
平成23年4月	改訂
平成24年1月	改訂
平成26年4月	改訂
平成27年4月	改訂
平成28年4月	改訂
平成28年10月	改訂
平成29年4月	改訂
平成30年4月	改訂
平成31年4月	改訂
令和2年4月	改訂
令和2年9月	改訂
令和3年4月	改訂
令和4年4月	改訂